

相続手続きのご案内



阿南信用金庫

1. お手続きについて

ご預金などの相続手続きの基本的な流れは次のとおりです。

相続のお申し出

- ・お取引店窓口またはお近くの当金庫窓口までご相談願います。

<今後の流れ・必要書類のご案内>

お亡くなりになられた方のお取引内容や相続方法によってご準備いただく書類が異なりますので、遺言書・遺産分割協議書の有無、相続人様の状況等を確認させていただき、今後の流れおよび必要書類をご案内致します。

預金の支払い停止等の措置をとらせていただきます。
(亡くなられた事実を当金庫が知った時点で、支払い停止等の措置をとらせていただいております)

必要書類のご準備・ご提出

- ・ご用意いただいた書類を当金庫窓口へご提出ください。

<内容の確認・相続手続依頼書をお渡し>

書類内容を確認のうえ、相続手続依頼書等を相続人代表者様にお渡しさせていただきます。

相続手続依頼書および書類のご提出

- ・相続手続依頼書をご確認のうえ、ご署名・ご捺印ください。
- ・ご記入済の相続手続依頼書に通帳・証書等を添えて窓口へご提出ください。

<手続者(代表者)様の本人確認・書類確認>

内容の確認が出来ましたら、後日改めて代表者様にご連絡致します。

相続預金のお受取り手続き

- ・当金庫窓口にてお受取りの手続きをお願い致します。

相続預金お受取り

- ・相続預金等受領証にご署名・ご捺印ください。

2. 相続手続きが完了するまでのお取引について

1. お取引内容とお取扱い方法

被相続人様(亡くなられた方)の名義人様の口座等は以下のように取扱いさせていただきます。

お取引内容	お取扱い方法
お引き出し	お取扱いできません ※一定の金額であれば、預金の仮払い制度により出金できます
お預け入れ	お取扱いできません
口座振替契約	原則、お引落(お支払い)できなくなります ※お早めに引落口座の変更手続きをお願いします
振込入金	原則、お取扱いできません ※年金の振込入金はできません
当座預金取引	当座勘定規定にもとづき解約させていただきます ※未決済の小切手・手形がある場合はお申し出ください
貸金庫取引	原則、開扉のお取扱いはできませんが、相続人様全員の立ち合いでのみ開扉は可能です
融資取引	取引店よりご案内いたします

2. 残高証明書の発行について

被相続人様(亡くなられた方)の残高証明書が必要な場合は、下記の書類をご用意いただき、お取引店窓口にお申し付けください。

残高証明書は、相続人、遺言執行者、相続財産管理人のいずれかお一人のご依頼により発行いたします。

<ご用意いただく書類>

被相続人様	戸籍謄本または除籍謄本
依頼者様	依頼者様が相続人、遺言執行者、相続財産管理人であることがわかるもの ・戸籍謄本 ・遺言書／遺言執行者選任審判謄本(家庭裁判所発行) ・審判書謄本(家庭裁判所発行)
	実印および印鑑証明書(発行日から6ヵ月以内)
	本人確認書類

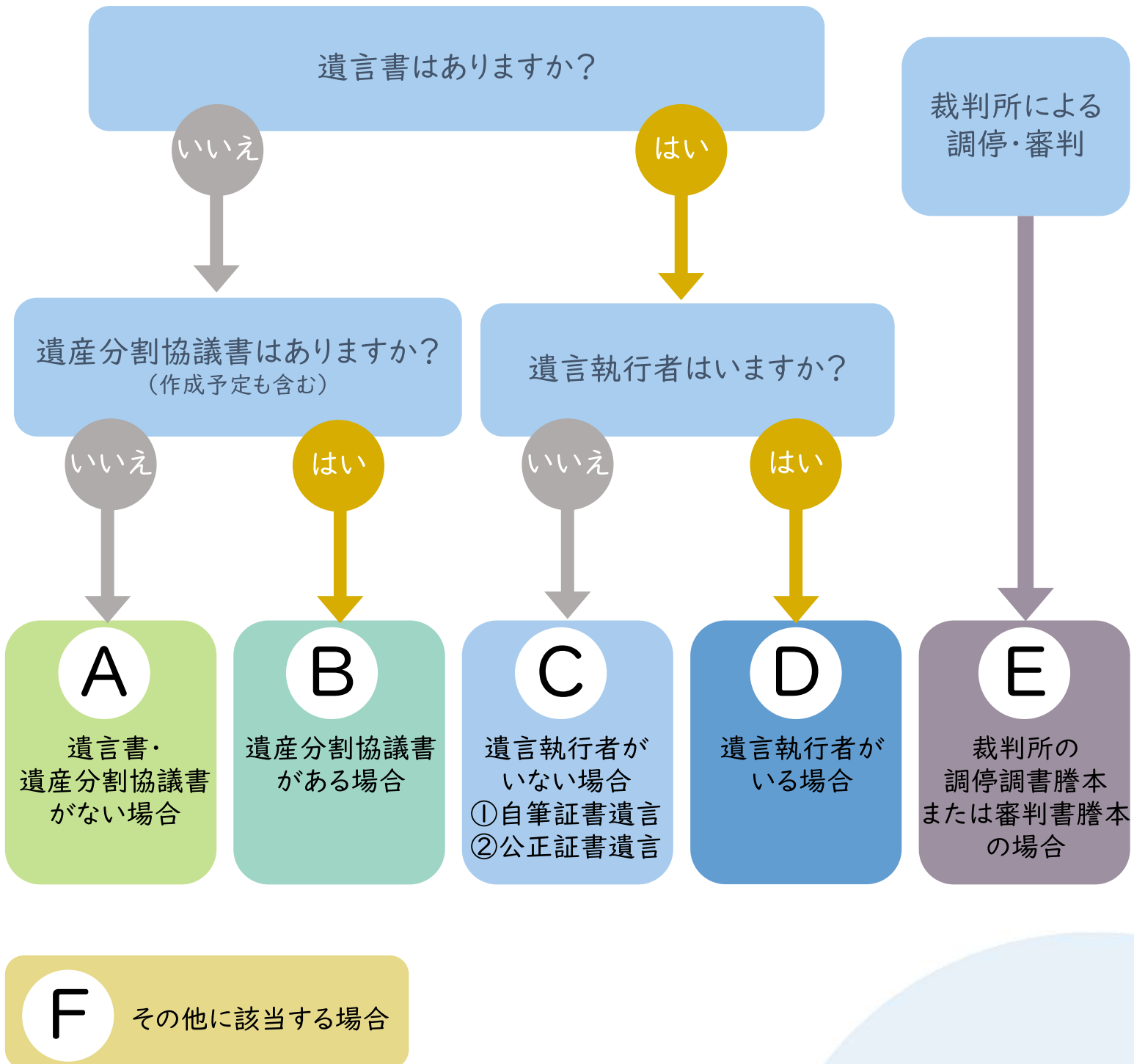
※当金庫所定の発行手数料をいただきます。

※ご提出していただいた書類の原本の返却をご希望の際は、その旨お申し出ください。

3. 必要書類のご準備

ご用意いただく書類は、「遺言書」や「遺産分割協議書」の有無により異なります。

※下表のご用意いただく必要書類は一般的なものを記載しています。お客様の状況に応じて追加でご用意いただく書類が必要となる場合もあります。



A

遺言書・遺産分割協議書がなく相続人全員による手続きの場合

- ・戸籍謄本、印鑑証明書等は原本の提示が必要となります。
 なお、原本の返却を希望される場合は、コピーをとらせていただきお返しいたします。

確認	No.	書類名など	入手先
	1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本 ※1 ●「出生から死亡まで連続した戸籍謄本」をご準備ください。	市区町村役場
	2	すべての相続人様の戸籍謄本(または戸籍抄本) ※1 ●被相続人様との関係が分かる戸籍謄本(抄本)をご準備ください。 ※下記に該当する場合は不要です。 ・被相続人様と同一戸籍にいる場合 ・被相続人様の戸籍から除籍されているものの、現在の被相続人様の戸籍から確認できる場合	市区町村役場
	3	すべての相続人様の印鑑証明書 ●発行日より6カ月以内のもの	市区町村役場
	4	相続手続依頼書 ●すべての相続人様の署名・捺印	当金庫
	5	手続者様の実印 ●相続人様を代表して預金等の相続手続きをされる方の実印が必要です。	お客様
	6	手続者様の本人確認資料	お客様
	7	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 ※2 ●お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、出資証券、IBお客様カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「相続手続依頼書」にその旨ご記入ください。	お客様

※1 「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。法定相続情報証明制度をご利用ください。
 なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本が必要となります。

※2 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要になる場合があります。

B

遺産分割協議書がある場合

- ・戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書等は原本の提示が必要となります。
 なお、原本の返却を希望される場合は、コピーをとらせていただきお返しいたします。

確認	No.	書類名など	入手先
	1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本 ※1 ●「出生から死亡まで連続した戸籍謄本」をご準備ください。	市区町村役場
	2	遺産分割協議書 ●すべての相続人様の署名・捺印が必要です。	お客様
	3	すべての相続人様の戸籍謄本(または戸籍抄本) ※1 ●被相続人様との関係が分かる戸籍謄本(抄本)をご準備ください。 ※下記に該当する場合は不要です。 ・被相続人様と同一戸籍にいる場合 ・被相続人様の戸籍から除籍されているものの、現在の被相続人様の戸籍から確認できる場合	市区町村役場
	4	すべての相続人様の印鑑証明書 ●発行日より6ヵ月以内のもの	市区町村役場
	5	相続手続依頼書 ※2 ●当金庫の預金等を相続する方だけの署名・捺印	当金庫
	6	手続者様の実印 ●相続人様を代表して預金等の相続手続きをされる方の実印が必要です。	お客様
	7	手続者様の本人確認資料	お客様
	8	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 ※3 ●お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、出資証券、IBお客様カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「相続手続依頼書」にその旨ご記入ください。	お客様

- ※1 「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。法定相続情報証明制度をご利用ください。
 なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本が必要となります。
- ※2 手続き時に改めて、発行より6ヵ月以内の印鑑証明書の提出をお願いする場合があります。
- ※3 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要になる場合があります。

C

遺言執行者がいない場合 ①自筆証書遺言

・戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書、遺言書情報証明書、検認済証明書は原本の提示が必要となります。なお、原本の返却を希望される場合は、コピーをとらせていただきお返しいたします。

確認	No.	書類名など	入手先
	1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本等の公的資料 ※1 ●「死亡が確認できる戸籍謄本等の公的資料」をご準備ください。 ※2	市区町村役場等
	2	すべての相続人様の戸籍謄本(または戸籍抄本) ※1 ●被相続人様との関係が分かる戸籍謄本(抄本)をご準備ください。 ※下記に該当する場合は不要です。 ・被相続人様と同一戸籍にいる場合 ・被相続人様の戸籍から除籍されているものの、現在の被相続人様の戸籍から確認できる場合	市区町村役場
	3	受遺者様およびすべての相続人様の印鑑証明書 ●発行日より6ヵ月以内のもの	市区町村役場等
	4	遺言書	お客様
	5	<法務局の保管制度を利用した場合> 遺言書情報証明書	法務局
		<法務局の保管制度を利用していない場合> 検認済証明書	家庭裁判所
	6	相続手続依頼書 ●受遺者様およびすべての相続人様の署名・捺印	当金庫
	7	手続者様の実印	お客様
	8	手続者様の本人確認資料	お客様
	9	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 ※3 ●お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、出資証券、IBお客様カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「相続手続依頼書」にその旨ご記入ください。	お客様

※1 「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。法定相続情報証明制度をご利用ください。
なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本が必要となります。

※2 遺言書の内容によっては、「A 遺言書がない場合」と同様に、被相続人様の出生時から死亡時までの連続した戸籍謄本等が必要となる場合があります。

※3 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要になる場合があります。

C

遺言執行者がいない場合 ②公正証書遺言

- ・戸籍謄本、印鑑証明書、公正証書遺言の正本または謄本は、原本の提示が必要となります。なお、原本の返却を希望される場合は、コピーをとらせていただきお返しいたします。

確認	No.	書類名など	入手先
	1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本等の公的資料 ※1 ●「死亡が確認できる戸籍謄本等の公的資料」をご準備ください。	市区町村役場等
	2	受遺者様(遺言により財産を受取る方)の印鑑証明書 ●発行日より6ヵ月以内のもの	市区町村役場等
	3	受遺者様の実印	お客様
	4	公正証書遺言の正本または謄本	お客様
	5	相続手続依頼書 ●受遺者様のみの署名・捺印	当金庫
	6	手続者様の本人確認資料	お客様
	7	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 ※3 ●お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、出資証券、IBお客様カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「相続手続依頼書」にその旨ご記入ください。	お客様

- ※1 「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。法定相続情報証明制度をご利用ください。なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本が必要となります。
- ※2 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要になる場合があります。

D

遺言執行者がいる場合

・戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書、遺言書情報証明書、検認済証明書、遺言執行者選任審判書謄本は原本の提示が必要となります。

なお、原本の返却を希望される場合は、コピーをとらせていただきお返しいたします。

確認	No.	書類名など	入手先	
	1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本等の公的資料 ※1 ●「死亡が確認できる戸籍謄本等の公的資料」をご準備ください。	市区町村役場等	
	2	遺言執行者様の印鑑証明書 ●発行日より6ヵ月以内のもの	市区町村役場等	
	3	遺言執行者様の実印・職印	お客様	
	4	公正証書遺言の場合	自筆証書遺言の場合	
		公正証書遺言の正本または謄本	遺言書	お客様
	5		<法務局の保管制度を利用した場合> 遺言書情報証明書	法務局
			<法務局の保管制度を利用していない場合> 検認済証明書	家庭裁判所
	6	<家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合> 遺言執行者選任審判書謄本	家庭裁判所	
	7	相続手続依頼書 ●遺言執行者様のみの署名・捺印	当金庫	
	8	手続者様の本人確認資料	お客様	
	9	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 ※2 ●お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、出資証券、IBお客様カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「相続手続依頼書」にその旨ご記入ください。	お客様	

※1 「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。法定相続情報証明制度をご利用ください。

なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本が必要となります。

※2 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要になる場合があります。

E

裁判所の調停調書謄本または審判書謄本の場合

- ・調停調書謄本、審判書謄本、確定証明書は原本の提示が必要となります。
 なお、原本の返却を希望される場合は、コピーをとらせていただきお返しいたします。

確認	No.	書類名など	入手先
	1	調停による場合	家庭裁判所
		調停調書謄本	
	2	審判による場合	市区町村役場
		審判書謄本・確定証明書	
	3	当金庫の預金等を相続される方の印鑑証明書 ●発行日より6ヵ月以内のもの	お客様
	5	相続手続依頼書 ●当金庫の預金等を相続される方の署名・捺印	当金庫
	6	手続者様の本人確認資料	お客様
	7	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 ※1 ●お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、出資証券、IBお客様カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「相続手続依頼書」にその旨ご記入ください。	お客様

※1 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要になる場合があります。

F

その他に該当する場合

・該当する場合にご準備いただく書類となります。

★相続人様が海外在住の場合

確認	No.	書類名など	入手先
	1	サイン証明書 ●海外に居住されている相続人様で印鑑証明書を取得できない場合は、大使館・領事館で発行する「サイン証明書」をご準備ください。	大使館・領事館等

★相続人様が未成年者でその親権者と共同相続人の場合

確認	No.	書類名など	入手先
	1	特別代理人選任審判書謄本	家庭裁判所
	2	特別代理人様の印鑑証明書	市区町村役場
	3	相続手続依頼書 ●特別代理人がいる相続人様以外の相続人様および特別代理人様の署名・捺印	当金庫

★相続財産管理人が選任されている場合

確認	No.	書類名など	入手先
	1	相続財産管理人選任審判書謄本	家庭裁判所
	2	相続財産管理人様の印鑑証明書	市区町村役場
	3	相続財産管理人様の本人確認資料	お客様

4. その他

1. 相続人の範囲（法定相続人）について

法定相続人とは、民法上で定められた被相続人の遺産を相続する権利を有する相続人のことをいいます。

順位	被相続人との関係	相続人となる場合
常に	配偶者	配偶者は、常に相続人となります
第一順位	子	直系卑属である「子」が相続人となります
	孫	相続人になるはずだった「子」がお亡くなりになられている場合は、そのお子様が相続権を引継ぎます（代襲相続）
第二順位	父母	第一順位の相続人がいない場合に限り、直系尊属が相続人となります
	祖父母	父母がどちらも既に亡くなっている場合は、相続人となります
第三順位	兄弟姉妹	第一順位、第二順位の相続人がいない場合に限り、相続人となります。
	甥・姪	兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合は、そのお子様が相続権を引継ぎます（代襲相続）※1

※1 第三順位の相続権はその子（相続人の甥・姪）のみ一代に限り引継ぎます。

※ 相続人に外国籍の方がいる場合は、お取引窓口またはお近くの当金庫窓口までご相談ください。

2. 法定相続情報証明制度について

登記所（法務局）に戸籍謄本等を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出すると、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付されます。

3. 被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)の取得について

相続人様を確認するために、被相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要となります。戸籍謄本は、お亡くなりになられた時点の本籍地の市区町村役場の窓口で申請するか郵送することで取得できます。

どちらの場合でも、事前に申請に必要な書類等をご確認ください。

また、申請される際には、「相続手続きに使用する」、「被相続人の出生から死亡まで連続している戸籍謄本が必要である」ことをお伝えください。

- ※婚姻、養子縁組、転籍、また戸籍の法改正等により、複数の戸籍謄本が必要になる場合があります。
- ※1ヵ所の市区町村役場で戸籍謄本がすべて揃わない場合は、従前の本籍地の市区町村役場へ申請ください。
- ※保存年限や戦災等により市区町村役場に戸籍謄本の保存がない場合は、その旨の証明書を市区町村役場に申請ください。

4. 相続における預貯金の仮払い制度について

遺産の預貯金を適法に遺産分割協議前に払い出せる制度となります。

1. 仮払いされた場合、払い出された預貯金は仮払いを受けた相続人が「遺産の一部分割」として取得したものととなります。
2. 制度の利用後に借金や保証人の事実が発覚しても、相続放棄が出来ませんのでご注意ください。(ただし、葬儀費用で債務控除の範囲内であれば相続放棄は可能です)

3. 仮払限度額の計算式

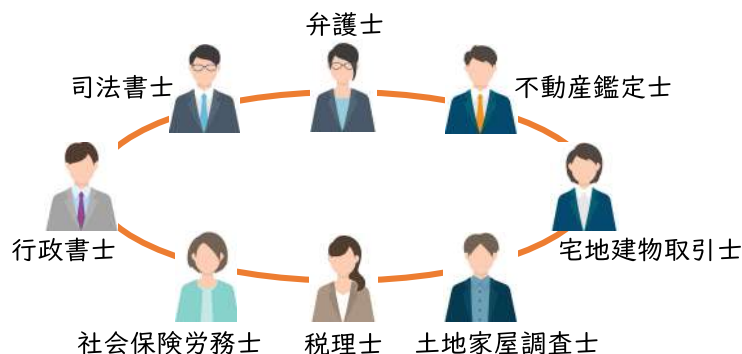
預貯金 × 1/3 × 請求者の法定相続分 ただし、150万円が法定上限額(金融機関ごと)

※家庭裁判所による預貯金の仮分割制度もあります。詳しくは店頭にお問合せください。

5. 当金庫の相談サポートサービス「1 STOPサポート」について

遺産相続手続きは煩雑で誰もが戸惑うものです。

「1 STOPサポート」では、遺産相続に精通した専門家と緊密に連携し、お客様とご家族に寄り添い、お悩みを整理して必要なアドバイスをさせていただきます。＜無料個別相談（予約制）＞相談をご希望される場合は、各店窓口にご相談ください。



※手続きを各専門家に依頼する場合は、費用が発生することがあります。

＜遺産相続にまつわる相談例＞

確認	NO	相談項目	相談例
	1	年金	・死亡届/未支給年金の請求 など
	2	遺産分割	・遺産分割協議の進め方 ・遺言書の確認 ・遺産分割協議書の作成方法 など
	3	相続人	・戸籍の収集 ・相続人の把握や相続関係説明図の作成 ・法定相続情報の取得 など
	4	金融資産	・預貯金・有価証券・保険の把握 ・名義変更等の手続き ・残高の確認、取引履歴の確認 など
	5	相続不動産	・相続不動産の確認や物件調査 ・有効活用方法（売却、分割の仕方） ・相場価格の把握、査定、鑑定 など
	6	不動産の名義変更	・土地建物の名義変更 ・相続人申告登記 など
	7	相続放棄	・相続放棄の手続きをしたい ・債務の確認方法 ・放棄すべきかどうかの判断 など
	8	相続税	・相続税がかかるかどうか（基礎控除の範囲内か） ・相続税の申告や納税手続き ・相続税の各種特例 など



阿南信用金庫

本店	TEL:0884-22-1225
見能林支店	TEL:0884-27-0067
福井支店	TEL:0884-34-2848
羽ノ浦支店	TEL:0884-44-3618
東部支店	TEL:0884-22-9600
見能林駅前支店	TEL:0884-23-3636
上中支店	TEL:0884-23-1688
那賀川支店	TEL:0884-42-2345